

| | | |
|---|---|--|
| 件名 | 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 主管課 | 保健福祉課 | |
| 根拠法令等 | 社会福祉法第58条 | |
| 【改正の概要】 | | |
| <p>1 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正</p> <p>次に掲げる県立社会福祉施設を廃止し、社会福祉法人に事業を移譲するための改正</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>愛媛県身体障害者更生指導所、愛媛県知的障害者更生訓練校、愛媛県知的障害者通勤寮 愛媛県身体障害者授産所、愛媛県立松前清流園、愛媛県立重信清愛園</td> </tr> </table> | | 愛媛県身体障害者更生指導所、愛媛県知的障害者更生訓練校、愛媛県知的障害者通勤寮 愛媛県身体障害者授産所、愛媛県立松前清流園、愛媛県立重信清愛園 |
| 愛媛県身体障害者更生指導所、愛媛県知的障害者更生訓練校、愛媛県知的障害者通勤寮 愛媛県身体障害者授産所、愛媛県立松前清流園、愛媛県立重信清愛園 | | |
| <p>2 社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正</p> <p>社会福祉法人が行う社会福祉事業で、特にその助長促進を図る必要があると認める事業に対し、通常の条件よりも有利な条件で、財産を譲り渡し、又は貸し付けることができるようにするためその手続を定めるもの。</p> <p>手続の内容（補助金及び貸付金の交付の手続と同様）</p> <p>(1)助成の条件 知事は、助成をするに当たって必要な条件を付することができる。</p> <p>(2)助成の申請 助成を受けようとするときは、申請書に必要な書類を添付して、知事に申請しなければならない。</p> <p>(3)使用制限 譲渡し又は貸付けを受けた財産を、その助成の目的以外の用に供してはならない。</p> <p>(4)助成の取消し等 助成の条件や使用制限に違反したときは、知事は、助成を取り消し、又は既に譲渡し、若しくは貸し付けた財産の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> | | |
| <p>3 愛媛県身体障害者更生指導所等使用料条例の廃止及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p> <p>1の(1)に掲げる6施設を廃止することに伴うこれらの条例の廃止及び一部改正</p> | | |
| 施行日 | 平成18年4月1日。ただし、2は、公布日 | |
| 【その他参考事項】 | | |
| <p>憲法第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p> <p>社会福祉法第58条第1項 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び地方自治法第237条第2項の規定の適用を妨げない。</p> <p>地方自治法第237条第2項 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) 公用、公共の用又は公益事業の用に供するため、国又は他の地方公共団体に譲渡するとき（収益を目的とする場合を除く。）。</p> | | |